

表 検疫強化の内容(「第4フェーズ」)

項目	分類	措置内容	入国・地域(入国者の国籍を問わない)
1 検疫内容分類対象国・地域の変更	カテゴリー1	14日間の隔離施設での経過観察措置、その後の10日間の医療機関による観察(毎日の電話)	中国、イラン
		14日間の自宅での経過観察措置(医療スタッフによる往診)、その後の10日間の医療機関による観察(毎日の電話)	香港、マカオ、台湾、韓国、日本、イタリア
	カテゴリー2	14日間の経過観察(医療スタッフによる往診)、その後の10日間の医療機関による観察(毎日の電話)	シンガポール、タイ、アゼルバイジャン
	カテゴリー3	入国日から24日間の医療機関による経過観察(毎日の電話)	ベトナム、ドイツ、米国、英国、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、クウェート、スペイン、マレーシア (※オーストラリアがカテゴリーから外れる)
2	感染拡大国からの一時入国禁止	中国に加え、3月5日からイランを対象とする	
3	カテゴリー1、2の対象国・地域からの労働者誘致許可証発行を停止する		
4	定期便の削減(3月5日から)	韓国 イラン 日本 アゼルバイジャン	9便→3便 1便→0便 2便→1便 15便→3便

(注) 太字は変更あるいは新規にカテゴリーに入った国。

(出所) 首相府ウェブサイト(2020年3月2日、カザフ語)

<https://primeminister.kz/kz/news/press/priostanovlena-vydaca-razresenii-na-privlechenie-inostranoi-rabocci-sily-dly-stran-pervoi-ivtoroi-kategorii-e-tugjanov>

(検疫対象国の分類について) 物品・サービス品質安全管理委員会ウェブサイト(ロシア語)

<https://beta.egov.kz/memleket/entities/kkkbtu/press/news/details/postanovlenie-glavnogo-gosudarstvennogo-sanitarnogo-vracha-ark-ot-25022020-9-pgvr-o-dalneyshem-usilenii-mer-profilaktiki-koronavirusnoy-infekcii-v-respublike-kazahstan?lang=ru&fbclid=IwAR1iNxZPGDvqva7Z5cS-vGmrVUoqm9Fmo-R52juaqKCPPcxvfiYOT34uSTc>